

第 8 章

インドにおける障害者と法

—1995 年インド障害者法の概観—

浅野宜之

要約：

インドで障害者の権利を保障する法律のうちもっとも重要なのが、1995 年に制定された 1995 年インド障害者（機会均等、権利保護及び完全参加）法である。この法律は「アジア太平洋地域の障害者の完全参加と平等に関する宣言」に署名したことを契機に制定されたもので、中央調整委員会等の設置、教育の推進、雇用の確保、差別の禁止、又は障害担当チーフ・コミッショナーの設置等について規定している。本稿ではその規定について概観し、また、問題点について概要を紹介した上で、今後同法について検討するに当たっての課題を示した。

キーワード：

インド インド法 1995 年インド障害者法 留保 アファーマティブ・アクション

はじめに

本稿では、インドにおける障害者をめぐる法制度について、とくに 1995 年インド障害者（機会均等、権利保護及び完全参加）法（以下、1995 年インド障害者法と略）に焦点を当てて検討する。同時に、その他の法令についても紹介し、さらにこれらの法令を執行するに当たって現在立てられている事業計画及びこれらの法令に関連して提起された訴訟に

について概観する。最後に、今後の研究に関連して、検討すべき課題を提起したい。

なお、1995 年法の法文については、英語の原文¹を主に参照しつつ、中西・山内[1996]を参考文献として利用して、内容の把握に努めた。

まず、法令の検討を行う前に、インドにおける障害者の状況について、国勢調査の結果などをもとに概観し、その上でインドにおいて障害者をめぐる法令について見ることにする。

第 1 節 インドにおける障害者の状況²

直近の 2001 年実施の国勢調査では、障害者数に関する調査が実施された。これ以前に行われた国勢調査では、独立前の 1881 年から 1931 年及び 1981 年に障害者数に関する調査が行われている。ただし、その調査内容には違いがあり、独立前の国勢調査では、精神障害、盲人、ろうあ、ハンセン氏病患者というカテゴリーで統計が取られている。ただし、そのデータは不十分であるとみられ、1981 年の国勢調査までは障害者数に関する調査が行われることはなかった。

1981 年の調査では全盲、ろうあ、肢体不自由というカテゴリー分けがなされて進められたが、定義の困難さなどの問題が依然として残っていたとされる。

2001 年の国勢調査では、社会正義及びエンパワメント省等からの要請に基づき、障害者数についての調査が行われることとなった。これは、後述する 1995 年インド障害者法の第 25 条において、障害の発生の原因に関して、国は経済的事情等のゆるす限りにおいて、調査を行うことが求められていることを根拠としてのものであった。当該調査での結果の概略については次の通りである。

表 1 2001 年国勢調査に基づく統計

項目	数	うち農村部	うち都市部
全人口	1,028,610,328	742,690,639	286,119,689
障害者人口	21,906,769	16,388,382	5,518,387
うち視覚障害	10,634,881	7,873,383	2,761,498
うち言語障害	1,640,868	1,243,854	397,014
うち聴覚障害	1,261,722	1,022,816	238,906
うち肢体障害	6,105,477	4,654,552	1,450,925
うち精神障害	2,263,821	1,593,777	670,044

(GOI n.d.より筆者抄訳)

上記によれば、障害者の割合は全人口のうち 2.13 パーセントを占め、農村部では人口のうちの 2.21 パーセント、都市部では 1.92 パーセントと、農村部が若干割合が大きくなっている。障害者のうちでは視覚障害が 48.54 パーセントを占め、続いて肢体障害(27.87%)、精神障害(10.33%)、言語障害(7.50%)、聴覚障害(5.76%)となっている。また、障害者人口のうち指定カーストに属する者が 16.94 パーセント、指定部族に属する者が 7.39 パーセントとなっている³。

第 2 節 インドにおける障害者をめぐる法制度

インド憲法では、第 14 条で法の前の平等について規定しており、また、第 4 編「国家政策の指導原則」において、第 41 条で「国は、その経済力及び経済発展の段階に応じて、労働及び教育の権利並びに失業、老齢、疾病、身体障害又はその他の困窮状態にある者の公的扶助に対する権利を保障するのに有効な規定を設けなければならない」としている。

憲法では、障害がある者の権利保障に関してはほとんど明示されていないが、憲法以外の法令による、障害者の権利の保障を目指す動きが見られた。

1995 年には次節で詳述するインド障害者法が制定されているが、これ以外には 1992 年に制定された 1992 年リハビリテーション協議会法(The Rehabilitation Council of India Act, 1992) 及び 1999 年に制定された自閉症、脳性マヒ、精神遅滞及び複合障害がある者の福祉のためのナショナル・トラスト法(The National Trust for Welfare of Persons with Autism, Cerebral palsy, Mental Retardation and Multiple Disabilities Act, 1999) などが重要な法律である。前者は、「リハビリテーション専門職のトレーニングについて規制及び監督し、また、リハビリテーション及び特別支援教育についての調査研究を促進し、リハビリテーション登録などについて管理するリハビリテーション協議会を設置する」ための法律である(同法前文より)。後者は、タイトルの通り自閉症などの人々に対する福祉のために、国家的レベルでの機関を組織するための法律である。

本来はこれらの法律も同時に検討しながら、インドにおける障害者関連法令の全体像を明らかにすべきところであるが、紙幅の都合により、本稿では次節で詳述する 1995 年インド障害者法に焦点を当てることとしたい。

第 3 節 1995 年インド障害者法

1. 1995 年インド障害者法の制定

1995 年インド障害者法の前文には、「アジア太平洋障害者の十年に関わり、アジア太平洋経済社会委員会(略称 ESCAP) により採択された、(アジア太平洋地域の) 障害者の完

全参加及び平等に関する宣言に対応し、「インドは同宣言に署名したことに鑑み」「同宣言を実施することが必要であることから」「アジア太平洋地域の障害者の完全参加と平等に関する宣言を実効力あるものとするための法律である」としている。

同法の制定の際に提出された「目的及び理由 (Statement of Objects and Reasons)」によれば、上述の宣言への署名により、次の内容を盛り込んだ法律を制定する必要が生じたとされる。すなわち、障害の予防、権利の保護、医療ケアの実施、教育・訓練、雇用及びリハビリテーションにおける国の責務を明らかにすること、バリアフリーな環境を創設すること、開発による利益の配分について障害者に対する差別をなくすこと、障害者に対する搾取等に対抗すること、障害者に対する機会の平等や総合的開発計画のため戦略を立てること、社会の主流に障害者を統合するための特別規定を設けること、の6点である。

この法律は、森[2006]によればわずか一日で上下両院を通過し、成立したものであるが、その成立に至るまでは障害当事者による様々な働きかけがあったとされる。Chander [2008] によると、1994 年に障害者の権利について包括的な法制化を目指す団体（障害者の権利グループ：Disability Rights Group, DRG と略）が組織されたということで、そうした働きが現行の法制に結実しているとされる。そして、DRG のようなアドボカシー組織が法制化に当たって意見を述べたことから分かるように、1995 年インド障害者法は、障害者に対する福祉モデルの法というよりも、障害者自身の権利保障を視座においた法とみることができよう。

2．1995 年インド障害者法の内容

同法は次のような構成になっている。

第 1 章（第 1 条～第 2 条） 総則

第 2 章（第 3 条～第 12 条）中央調整委員会

第 3 章（第 13 条～第 24 条）州調整委員会

第 4 章（第 25 条）障害の予防及び早期の抑制

第 5 章（第 26 条～第 31 条）教育

第 6 章（第 32 条～第 41 条）雇用

第 7 章（第 42 条～第 43 条）アフーマティブ・アクション

第 8 章（第 44 条～第 47 条）非差別

第 9 章（第 48 条～第 49 条）研究及び人材開発

第 10 章（第 50 条～第 55 条）障害者のための機関

第 11 章（第 56 条）重度の障害者のための機関

第 12 章（第 57 条～第 65 条）チーフ・コミッショナー及びコミッショナー

第 13 章（第 66 条～第 68 条）社会保障

第 14 章（第 69 条～第 73 条）雑則

以下，主要な条文について概観する。

(1) 定義

第 2 条では条文において使用されている用語についての定義が規定されている。この(i)号で、「障害」について，全盲，弱視，ハンセン病，聴覚の機能障害，運動能力の障害，精神遅滞，精神疾患の七つを挙げている。そして，「障害者」については，医療機関において 40 パーセント以上の障害認定がなされた者，と定義されている（同条 t 号）。

(2) 主要な機関

中央レベルでは，まず中央調整委員会（Central Coordination Committee：以下 CCC と略）が設置される。この委員会は，中央政府の社会正義・エンパワメント省大臣（法文上は Department of Welfare）が委員長となり，福祉，教育，女性及び子ども開発，歳出，人事，農村開発，産業開発，都市問題及び雇用，法務などの次官，後述する障害担当チーフ・コミッショナー，鉄道理事会の理事長，などのほか，3 名の上下院議員，中央政府による被推薦委員，5 名の障害問題に関わる NGO などの関係者，国立の障害者関係施設の施設長などが委員となる。なお，NGO などの関係者から政府が委員を任命するに当たり，1 名は女性に，1 名は指定カースト又は指定部族に留保しなければならないことを定めている。

CCC は，障害問題に関する国家的な中心機関として，障害者が直面する様々な問題について解決するための政策を展開し続けることを促すという役割が任されている。また，政府機関や NGO の活動の検討及び調整，障害者が直面する諸問題に関わる国家政策の形成，政策提言，資金援助団体との調整，公共施設のバリアフリー化の促進，障害者の平等及び完全参加を実現するための政策や計画の影響に関する評価なども，その機能として規定されている（第 8 条 2 項各号）。

CCC の執行機関として，中央執行委員会（Chief Executive Committee: 以下 CEC と略）が設置され，CCC により付託された事項について執行することなどが定められている（第 9 条～第 12 条）。

上述の CCC 及び CEC は中央レベルの組織であるが，同様の組織が各州に設置されることが定められている（第 13 条～第 18 条）。これが州調整委員会（State Coordination Committee）であり，同様に州執行委員会（State Executive Committee）も設置される（第 19 条～第 22 条）。

(3) 教育

憲法第 21A 条は「国は 6 才から 14 才までのすべての児童に無償の義務教育を実施しなければならない」旨を定めており，この点は障害のある児童についても同様である。1995 年インド障害者法第 26 条は，国が 18 才までの障害のある児童について，適切な環境において無償教育を受けることができるようにしなければならないと定めている。同条では，

普通学校での統合教育の推進（b号）や、特別支援学校の設置（c号）、職業訓練校における設備の充実（d号）について努めることが規定されている。Banerjee [n.d.: 184]によれば、現在約 3000 校の障害者のための学校が開校されているとともに、統合教育への要求もまた見られるようになってきているとされる。職業訓練に関しても、全国で 17 カ所のリハビリテーションセンターが、これを実施しているとされ、こうした機関では雇用に関するカウンセリングやガイダンスも行われているという。

第 27 条では、ノンフォーマル教育の推進を国に義務づけており、その内容としてはパートタイム・クラスの実施（a号）、農村において、トレーニングを受けた人材を活用してノンフォーマル教育を実施（c号）、オープンスクール又はオープン大学による教育（d号）、電子メディアなどを用いた授業等の実施（e号）などが挙げられている。実施例としては、インディラ・ガンディー国立オープン大学が、障害がある学生のために特別教育センターを設置していることなどが挙げられる。

第 28 条は、教育を受けるのに必要な、補助具や特別教材などの開発を推進することが定めている。インド政府は、ADIP 事業（Scheme of Assistance to Disabled Persons for Purchase/ Fitting of Aids/ Appliances）の下でこうした補助具などの製作及び標準化に補助金を給付している。なお、本事業では教育関連の用具以外に、車いすや点字用具などの購入に関わる補助も実施している⁴。また、第 30 条では、児童の送迎（a号）、学校施設におけるバリアフリー化（b号）、書籍、制服などの支給（c号）、奨学金の給付（d号）、カリキュラムの再編（g号）などを実施することを国に求めている。以上の各条文は、障害がある児童、生徒が、より教育を受けやすくするための諸方策を定めているものということができる。

障害がある学生に関して、最も重要な規定が高等教育機関の入学に関わる留保規定である。1995 年インド障害者法では、第 39 条で「公立の教育機関及び補助金を受給しているその他の教育機関は、3 パーセントを下回らない枠を障害者に留保しなければならない」と定めている。しかし、当該規定は同法の「第 6 章：雇用」の部分に規定されていて、「第 5 章：教育」の部分に置かれていないことが問題とされていた。しかし、2001 年に最高裁は、第 39 条が「雇用」の章に置かれたことは立法上の誤りであり、該当する教育機関への入学者における 3 パーセントの留保が適用されるべきだと判示した⁵。しかし実際には、当該判例にもかかわらず、入学者に対する留保などは、ほとんどなされていないのが実情である。たとえば、障害者雇用促進研究所によるアンケート調査では、回答のあった 119 大学において障害がある学生数は 1635 人にすぎず、学生総数に対して 0.1 パーセントにしかならないこと、うち 24 大学では上述の 3 パーセント留保に従っていないことが明らかにされている⁶。この点については 2005 年にアルジュン・シン人材開発相が議会に提出した「障害のある児童及び青年に対する総合的行動計画（the Comprehensive Plan of Action for Children and Youth with Disabilities）」においても、目標の一つとして障害者

が既存の留保枠を通じてすべての教育機関において高等教育及び職業訓練を受けることができるように支援することが挙げられている⁷。もっとも、留保規定を遵守するだけでは不十分であって、学校施設のバリアフリー化も同時に行われなければ、教育へのアクセスは満たされないとする報道もなされている⁸。

(4) 雇用

1995 年インド障害者法のもう一つの主要な柱が、雇用に関する規定である。同法第 32 条は、政府に対して障害者に留保することのできるポストを明確にすることを指示するとともに、当該リストを定期的に見直すことを求めている。

第 33 条は、政府に対し採用枠の内 3 パーセントを障害者に留保することを定めている。留保の対象となるのは全盲又は弱視、聴覚障害、運動障害又は脳性マヒの三カテゴリーと定められ、それぞれにつき 1 パーセントの留保枠が割り当てられる。障害者に対する公務への留保は、1995 年法制定に先立ち、グループ C 及び D については、雇用による充足に関しては 1977 年から、昇進による充足に関しては 1989 年から実施されている。そして、1995 年法の制定に伴い、グループ A 及び B の職位についても、雇用による充足においては留保がなされることとなった。ちなみに、グループ A には大学講師や地方裁判所での治安判事、検察官などが含まれている⁹。グループ B は法務職員補佐、グループ C には裁判所事務職員が含まれており、グループ D には料理人、洗濯人などの現業部門が多く含まれている。このように定められている留保枠については、もしも当該年度に適当な採用者がいなかった場合には翌年に繰り越され、翌年にもまた適当な該当者がいなかった場合には、カテゴリー間の調整を行ったうえで、それでもなお障害がある者のなかに適当な該当者がいない場合、障害者以外から採用することができることになっている（第 36 条）。

政府は障害者の雇用の安定のために、種々の取組が求められている。第 34 条では特別職業安定局の設置が定められ、雇用主は障害者が採用されるポストに空きができた場合などにおいて、これに情報提供あるいは回答することが定められている。なお、Banerjee [前掲] には全国で 47 の特別職業安定官のリストが掲載されているが、一つの州で複数の担当官が置かれているところもあれば、一つの州に一人しかいないところも存在する。前者の例としてはアーンドラ・プラデーシュ州（3 カ所）、グジャラート州（5 カ所）、マハーラーシュトラ州（4 カ所）、ウッタル・プラデーシュ州（10 カ所）等が挙げられ、後者の例としてはタミル・ナードゥ州やビハール州などが挙げられる。

また、障害者の雇用を確保するための事業として、障害者に対するトレーニングや福利厚生、年齢の上限の緩和、雇用調整などが対象の項目として挙げられている。さらに、障害者財政開発公社（National Handicapped Finance and Development Corporation: NHFDC）が設けられている。これは、障害者による起業や自営業推進のため融資を行うなどする組織で、2005 年度には 2 億 3 千万ルピーが融資されていて、受益者は 4792 人に及ぶ。

第 41 条では、公共部門、民間部門いずれにおいても、障害者が労働者総数のうち 5 パー

セントを占めるようにするため、何らかのインセンティブを設けることが認められている。これに基づき、2008年には民間の雇用主に対して、障害者雇用についてのインセンティブとして、従業員共済基金及び従業員国家保険の掛け金を3年間に渡って国が負担するという事業を開始している。

(5) アファーマティブ・アクション

特別に標記の題目で一節が設けられている。第42条は障害者に対して補助具等を支給する事業を実施することを国に求めている。前述のADIP事業はこれに該当するものであり、GOI [2008]によれば、2006年度においては6億7590万ルピーが支給され、受益者は約30万人に及んだという。また、障害者が家屋、事業所や工場、特別支援学校などを建設するに当たって、土地の割当てを優先的に受けられうるという規定もある（第43条）。

(6) 非差別

「非差別」と題された第8章では、運輸、道路、建設、公務への雇用の各場面における差別の解消について規定が設けられている。第44条では運輸に関する差別解消として、鉄道のコンパートメントやバス、船舶、航空機へのアクセスを容易にすること及び鉄道等でのトイレや待合室への車いす利用を容易にすることが事業者に対して求められている。この点について、近年建設されたデリーの地下鉄は、障害者に対しての設備が充実していると評価されている¹⁰。第45条に定められる道路における差別解消としては、信号機の音声シグナル、車いすの使用を容易にするスロープ等の設置等が挙げられている。

第46条は、政府及び地方公共団体に対し、公共の建物にスロープを造ること、トイレを車いす利用者仕様のものとする、エレベータなどに点字や音声のサインを付けることなどを求めている。つまり、建築物へのアクセスを容易にするということで、環境のバリアフリー化を進めるということになる。この問題に関して、政府はいくつかの補助金事業でも条件付けを行っている。Banergee [前掲：196]によると、ある農村雇用創出事業（Sampoorna Gramin Rozgar Yojana）では、年間の割当額のうち3パーセントをバリアフリー化した建築物の建設に充当することが定められており、また、インディア住居建設事業（Indira Awaas Yojana）でも、基金の3パーセントを、農村の貧困線以下にある障害者のために活用することが定められている。

上述の3つの条文は、社会のバリアフリー化について重要な意味を持つものであるということが出来る。ただし、いずれの条文にも「経済的能力及び開発の限りににおいて（within the limits of economic capacity and development）」という制限が加えられている。いずれも財政支出を伴う部分が大きいためこうした文言が記されているものである。ただし、同法制定にかかる財政的覚書（Financial Memorandum）では、これらの条文は経済的能力等の限界に従うものであるが、施行に当たっての見積りでは、施行後5年間に20億ルピーの支出が必要となるものの、支出が不可能な額ではないとされている¹¹。

第47条は、公務で負った障害に基づき、免職を含む「義務からの解放」や降格をしては

ならず、また、障害のみを理由として昇進が拒否されることはないことが定められている。この条文に関わって、労働条件の変更に伴い、訴訟が提起されるケースがみられる。

(7) 障害者担当チーフ・コミッショナー

障害者担当チーフ・コミッショナー（Chief Commissioner for Persons with Disabilities: 以下 CCPD と略）は、政府により任命される官職（第 70 条）で、障害者が受けた様々な権利侵害のケースについて申立てを受理し、処理する重要な役割を果たしている。CCPD の職については第 57 条で規定されており、また各州におかれるコミッショナー（それぞれの州において、CCPD と同様の職務を果たす。以下 CPD と略）については第 60 条で規定されている。

CCPD の機能は、第 58 条において次のように規定されている。すなわち、CPD 間の職務の調整、中央政府により支出された基金の活用についての監視、障害者の権利保護及び設備利用についての処置、中央政府に対しての報告書提出である。

第 59 条には、CCPD の重要な職務である、障害者の権利保護に関する措置について規定が設けられている。条文によれば、CCPD は自ら、又は権利侵害を受けた者若しくはその他の者からの申立てに基づき、障害者の権利侵害及び障害者の権利保護や福祉のための法律、規則、政令、指針等の不履行について調査し、関連機関とこの問題について取り上げることができる。2007 年～2008 年版社会正義・エンパワメント省の年次報告書によると、2006 年度には、1853 件が取り上げられ、このうち 1401 件の処理がなされた。また、2007 年度については、2007 年 10 月までの段階で、3322 件が取り上げられ、このうち 2915 件の処理がなされている¹²。また同書では、また、2007 年には移動審判所が計 11 回開設され、合計 3351 件の申立てを受理したことが報告されている¹³。

CCPD 及び CPD は法律に定められた機能を果たすため、1908 年民事訴訟法に規定されている、裁判所に付与された権限と同等の権限を持ち、証人に対する出頭、書類の開示及び作成請求、裁判所等に対する記録の提出請求、宣誓に基づく証言の受理、証人又は書類の調査に関わる任命書の発行を行うことができる（第 63 条 1 項）。また、CCPD 及び CPD による手続きは、インド刑法第 193 条及び第 228 条に定める司法手続きとされ、CCPD 等は、1973 年インド刑事訴訟法第 195 条及び第 26 章における目的と関わっては、これを民事裁判所とみなす（同条 2 項）。これらの条文は第 59 条及び第 62 条に定める CCPD 及び CPD の権限を行使するために必要なものである。なお、第 63 条 2 項の規定は、偽証又は裁判所侮辱等、審理の妨害に関わる規定である。

(8) その他

第 69 条は、障害者に対して設けられている優遇措置を不当に得るか又は不当に得ようとした者に対して、2 年以下の禁錮若しくは 2 万ルピー以下の罰金又はこれの併科により罰せられるとしている。また、第 71 条では、中央政府、州政府、地方公共団体又はその職員が、善意で又は本法及び本法に基づいて制定される規則等の執行のために行ったものにつ

いては、これを提訴、訴追又はその他の法的手続きをとることはできないと定められている。

3．1995 年インド障害者法に対する批判と改正への動き

森 [前掲: 21] は、1995 年インド障害者法について、条文の包括性は素晴らしいものであるにもかかわらず、実施が十分になされていない点に問題があると指摘している。具体的には、法律の実施に関わる権限が十分に担当者に付与されていないこと、業務の中で、障害分野の優先度が低いこと、官僚制の硬直性をその理由として挙げている。また、それらの問題の背景として、障害者全体の権利を要求する運動の発足が遅れたこと、政府と NGO 間の関係、法文上の問題として、罰則規定が無いことの三点が挙げられている。確かに、高等教育への進学率の低さは、1995 年インド障害者法に定めた留保規定に違反するものであり、同法の執行が十分になされていないことを明確に示している。また、Jain [2004] も、アメリカの障害者法と比較しつつ、1995 年インド障害者法の問題点として、法の執行に当たってガイドラインが出されていないこと、同法の執行を監督するシステムが不十分であること、アフーマティブ・アクションのプログラムにおいて、法令遵守が十分になされていないことなどを挙げている。

また、同法は制定後改正がなされていない点も検討の焦点に当たっている。森 [前掲: 22-23] によれば、社会正義・エンパワメント省のウェブサイトには改正案が記載されているとのことであったが、現在は掲載されていない。しかし、個人又は障害当事者団体から、改正案についての意見集約は行ってきたらしく、のべ 143 の団体又は個人が、改正法案に対しての意見が提出している。今後、同法の改正の動きがいかなるものになるのか、継続して見ていくことが必要になると思われる。

おわりに：今後の課題

本稿では、1995 年インド障害者法について、その内容を中心に概観するに留まった。インドにおける障害者と法との関わりについて検討するに当たっては、さらに見ていくべき問題が存在する。

まず、判例の検討である。今回は判例がインドにおける障害者関連法令の運用にいかなる影響を及ぼしてきたのか、十分にみることができなかった。今後は、1995 年インド障害者法のみならず、憲法やその他の障害者法に基づく判例を検討し、法制度の展開について考えたい。

また、障害者等からの不服申立てについて CCPD がこれを受理し、処理を行うことになっているが、その不服申立ての内容については、本稿では取り上げることができなかった。

今後、いかなる内容の不服申立てがなされ、これに対していかなる処理を行ったのか、詳細についてみていきたいと考える。

1995 年インド障害者法については、今後も改正に関わる議論がなされることと考えられる。こうした議論がなされた場合にはその内容についてフォローし、障害者法制の変容について見ていきたい。

前節で概観したように、1995 年インド障害者法は、教育や雇用などをはじめとするその内容において、優れたものであると評価されている。その優れた側面及び課題が残る側面について、さらなる検討を続けていきたい。とくに、課題の残る点については、上述の判例等を用いて検討したい。それは、訴訟等に提起される事項というのは、当然ながら社会的にも法的にも重要であり、かつ法解釈上も取り上げる必要のある部分であると考えられるためである。

〔注〕

¹ The Gazette of India, Extraordinary, Part II Section I, January 1, 1996.

² 以下の記述については、主に GOI: n.d. を参照した。

³ なお、上述の調査結果に関してジェフリーほか (Jeffery and Singal [2008]) は、翌年に実施された国民サンプル調査の結果との間に差があることに着目し、より参加的で、実際の状況を反映した調査をすべきであると述べている。この点を考えれば国勢調査の結果のみを取り上げることに問題なしとしないかと思われるが、障害者に関わる国家政策においても国勢調査の結果について言及されていることから、インドにおける障害者法政策について検討するにあたり、国勢調査の結果をあらかじめ概観しておくことにも意義はあると思われる。

⁴ <http://www.nimhindia.org/appndx12.html> による (2009 年 2 月 4 日確認)。

⁵ *All Kerala Parents Association v. State of Kerala*, CA No. 6120 of 2001.

⁶ <http://ncpedp.org/eductn/ed-resrch.htm> による (2009 年 2 月 4 日確認)。

⁷ <http://www.ncpedp.org/eductn/ed-isu2.htm> による (2009 年 2 月 4 日確認)。

⁸ <http://www.disabilityindia.com/html/newsjune.html#edu> (2009 年 2 月 2 日確認)。

⁹ 大学講師 (言語講師) については、身体的条件として、「座ること、見ること、立つこと、コミュニケーション、かがむこと、歩くこと」が挙げられているが、留保されている障害者のカテゴリーとしては、「片腕、片足、両足、全盲、弱視」が挙げられている。

¹⁰ <http://ncpedp.org/access/acc-success.htm> による (2009 年 2 月 4 日確認)。記事によると、「メトロ・ヘルパー」と呼ばれる人々が駅に常駐し、支援を行うということである。

¹¹ Banergee, *op. cit.* p.165.

¹² <http://socialjustice.nic.in/ar08eng.pdf> による (2009 年 2 月 2 日確認)。

¹³ シッキム、ビハール、マディヤ・プラデーシュ、ミゾラム、メガーラヤ、アッサムの 6 州で開設された。

〔参考文献〕

日本語文献

- 孝忠延夫・浅野宜之 [2008] 『インドの憲法—21世紀の「国民国家〔コミッショナー〕の将来像』関西大学出版部
- 森壮也[2006] 「一九九五年障害者法と当事者運動」『アジ研ワールド・トレンド』第 135 条, pp.20-24.
- 中西由起子・山内信重 [1996] 「インド・一九九五年障害者（機会均等，権利保護と完全参加）法」『福祉労働』73号, pp. 140-161.

外国語文献

- Banergee, G. [n.d.] *Disability and the Law*, Commercial Law Publishers, Delhi.
- Chender, Jagdish [2008] *History and Disability in India*, The Disability History Newsletter, Vol. XIV,
- GOI (Government of India) [2005] *Judgements on Disability Issues Case Digest, 2005*, Office of the Chief Commissioner for the Persons with Disabilities, Ministry of Social Justice and Empowerment, New Delhi.
- [2006] *National Policy for Persons with Disability*, Ministry of Social Justice and Empowerment, New Delhi.
- [n.d.] *The First Report of Disability*, Registrar General and Census Commissioner, India, New Delhi.
- Jain, S. [2004] Where does Indian disability law stand in the present international scenario? ,(2004) PL WebJour 12.
- Jeffery, R. and N. Singal [2008] *Measuring Disability in India*, *Economic Political Weekly*, March 22, 2008.
- National Human Rights Commission [2005] *Disability Manual 2005*, National Human Rights Commission, New Delhi.
- Universal Law Publishing Co. [2008.] *Criminal Manual*, Universal Law Publishing Co. New Delhi.
- Verma, S.K. and S.C. Srivastava [2002] *Rights of Persons with Disabilities*, Indian Law Institute, New Delhi.